

情報提供日	2026 年(令和 8 年)8 月 14 日
問い合わせ先	総 務 局 職 員 室
	078-918-5006（内線 2420）

職 員 の 処 分 に つ い て

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要及び処分内容

事 案	対象職員[当時の所属・役職等]		処分内容
・勤務時間中に市民になりすまし、同僚職員の勤務態度に関する架空の苦情を、市役所代表電話番号に 2 件通報したもの。なお、当該職員は、2013 年 2 月に、減給 6 月の懲戒処分を受けた前歴がある。	環境産業局	自動車運転手 A（現 59 歳）	停職 3 月
・A の上司の立場にありながら、指導監督を怠り、A の通報行為を幫助したものの。		作業長 B（現 51 歳）	減給 1/10 1 月 自動車運転手へ 分限降任

2 処分発令日

令和 8 年 8 月 14 日